

ペット防災アンバサダー規程

(ペット防災アンバサダーの定義)

第1条

ペット防災アンバサダーとは、環境省発行「人とペットの災害対策ガイドライン」に即し構築された、一般社団法人全日本動物専門教育協会（以下、「本会」とする）オリジナルカリキュラムの教育課程を修了し、必要な物資の準備、安全な避難場所の確保、飼い主の責任など、ペット防災において「自助の大切さ」を自身のSNSでの発信など様々な手段を通じて人々に伝える者とする。

(ペット防災アンバサダーの役割)

第2条

ペット防災アンバサダーは、ひとりでも多くのペット防災が未対策の飼い主へ、人もペットも安心、安全に暮らせる社会の実現に向け、本会が主催するペット防災無料講座（オンライン）の宣伝告知を行う。

また、別途定めるペット防災アンバサダー細則に則り、そのルールを遵守し、活動しなければならない。

(ペット防災アンバサダー資格を統括する団体)

第3条

ペット防災アンバサダーの資格認定、登録、登録抹消、その他の業務は本会が行う。

2 本会は、前項の業務を関連する法人に委託することができる。

(資格の認定)

第4条

ペット防災アンバサダーになろうとするものは、本会が定めるペット防災無料講座（オンライン）を受講し、理解度チェック（オンライン）に合格した者又はペット災害危機管理士®4級以上に合格した者が、登録（オンライン）を行った上で本会の認定を受けることとする。

(資格の登録)

第5条

ペット防災アンバサダー資格の認定を受ける際には、氏名、メールアドレス、居住する都道府県名及び市区町村名を登録しなければならない。

(公式宣伝ツールの提供)

第6条

SAEは、ペット防災アンバサダー及びペット防災無料講座（オンライン）宣伝告知のための公式宣伝ツールを、ペット防災アンバサダー資格認定を受けた者に提供する。

(認定を受けられない者)

第7条

- ① 麻薬、大麻又はあへん中毒者
- ② 罰金以上の刑に処せられた者
- ③ 国税又は地方税の滞納処分の執行がされている者
- ④ 登録内容に虚偽の記載をした者
- ⑤ 反社会的と認められる団体（暴力団等）に所属している者
- ⑥ 本規程を順守できない者

(認定の有効期間)

第8条

ペット防災アンバサダーの資格有効期間は1年間とする。

2 資格更新は申告制とする。更新する旨を申告し、更新手続きを行った場合、資格有効期間は1年間延長される。

(認定の取り消し及び登録の抹消)

第9条

次の事項に該当する者は、ペット防災アンバサダーの認定及びその登録を抹消する。

- ① 第7条の①～⑥に該当する者
- ② ペット防災アンバサダーの信用を著しく損なう行為もしくはペット防災アンバサダーに関する不正の行為があった者又は著しく徳性を欠くことが明らかな者
- ③ ペット防災アンバサダーとしての品位を損なうような行為をした者
- ④ 資格有効期間満了日までに更新手続きを行わない者
- ⑤ 資格有効期間内であっても、登録したメールアドレスへの連絡が途絶えた者

(免責)

第10条

本会は、ペット防災アンバサダーに提供するサービスの利用により発生したペット防災アンバサダーの損害等に対し、本会の故意又は重過失による場合を除き、如何なる理由によつても損害賠償責任その他的一切の責任を負わないものとする。

(個人情報の保護)

第 11 条

本会が保有するペット防災アンバサダーの個人情報に関して、適用される法規を遵守するものとし、本会が別途定めるプライバシーポリシーに従い、当該個人情報を適切に取り扱うものとする。

(知的財産の帰属)

第 12 条

本会が創作する全ての著作物、ノウハウ、アイディア、発明、考案、意匠、商標等に関する権利は本会に帰属する。

(知的財産の保護)

第 13 条

本会が作成し、発行する全ての資料、データ等については、公式宣伝ツールを除き、無断で他の媒体に掲載してはならない。また、公式宣伝ツールを含む本会作成の全ての資料、データ等は第三者に譲渡もしくは売却し、公表してはならない。

附則

この規程は、令和 6 年 7 月 22 日から施行する。

以上

ペット防災アンバサダー細則

(ペット防災アンバサダーの活動ルールの遵守)

第1条

ペット防災アンバサダーは、その健全な活動を行うために活動ルールを定め、遵守することにより、ペット防災における「自助」の大切さを正しく人々に伝えるものとする。

(SNS等の媒体を使用する発信におけるルール)

第2条

ペット防災アンバサダーとして自身のSNSその他の媒体を使用する場合、次の事項に留意しなければならない。

- (1) インターネット社会においては、実社会、実生活と同様のマナーを遵守する。
- (2) ペット防災アンバサダーの定義、役割から逸脱する内容は発信しない。
- (3) 本会が提供した「公式宣伝ツール」の内容を変更、加工して発信しない。
- (4) ペット防災アンバサダーの役割に関係のない文言をハッシュタグとして使用しない。
- (5) SNS発信の際のハッシュタグは、#一般社団法人全日本動物専門教育協会 #SAE #ペット防災アンバサダー #ペット防災 #自助 #準備 #避難 #ケア #ペットの安全 #災害時のペット #ペットと避難 #ペット同行避難 などを使用することを推奨する。
- (6) ペット防災アンバサダーの資格名称を商用目的で使用しない。
- (7) 他人の名誉を棄損する及びプライバシーを侵害することはしない。
- (8) 他人を誹謗中傷しない。
- (9) 真偽を確認できない情報を発信しない。
- (10) 個人的に使用するSNSメディアの投稿等の責任は全て投稿者本人が負う。また、内容は世界中に拡散することを理解した上で投稿を行う。

附則

本細則は、令和6年7月22日から施行する。

以上